

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則 (県政情報センター)

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造)

○ " " (")

○ " " (")

○ " " (北部創造)

○平成十九年度埼玉県・加須市合同総合防災訓練会場(第二十八回八都県市合同防災訓練埼玉県会場) 設営、撤去及び運営業務委託に関する入札公告 (消防防災課)

○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)

○ " " (")

○ふじみ野市駒林土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (市街地整備課)

○事務所の所在地又はその業者の

所在が確知できない宅地建物取引業者の公告 (開発指導課)

○開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課)

○ " " (")

○普通肥料の検査結果の公表に関する告示 (農総研水田農業研究所)

○特殊肥料の検査結果の公表に関する告示 (")

○ " " (")

○収去した飼料等の試験結果の概要の公表 (")

○開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土)

○ " " (")

○ " " (")

○埼玉県告示第千八百七号中訂正の公告 (市町村課)

○埼玉県告示第千八百七号中訂正 (財政課)

○ " " (")

○ " " (")

○ " " (")

○ " " (")

○ " " (")

○ " " (")

○ " " (")

○ " " (")

○ " " (")

○ " " (")

○ " " (")

規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県立大学短期大学部一般選抜(専攻科)入学試験の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千六百六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人地球友の会埼玉

協会

三 代表者の氏名

荒川圭一郎

三 代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市松葉町四一七 瀧野ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、日本及び世界の国々で広く一般の市民を対象として、世界環境写真展を開催する事業、環境関係の活動及び出版事業を行い、地球環境の認識を高めることで、自然と人間が共生できる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アジア太平洋支援くらぶ

三 代表者の氏名
櫻井 周作

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市緑町三丁目二十番八号
コーポハナミズキ二百三号室

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・傷病者などに、保健の観点から無添加食品、無農薬野菜等を提供することを目的とし、これに寄与する。また、日本国内の在外国人を多目的支援(就労・語学・住居等)することにより、地域安定を目指し、アジア地域(貧困地)においては、学費などを負担することにより、健全な場を提供することを目的とし、これに寄与する。

埼玉県告示第千六百六十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ウェブ

三 代表者の氏名
佐藤 豪

四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間郡毛呂山町中央四丁目七番五号

五 定款に記載された目的
この法人は、毛呂山地区及び越生地区の障害者に対し、障害福祉サービス事業を行い、障害を持つ人たちの自立を支援することで、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百六十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日
平成十九年七月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人うぶ

三 代表者の氏名
遠藤 伸男

四 主たる事務所の所在地
埼玉県大里郡寄居町大字寄居千七百九番地五

五 定款に記載された目的
この法人は、介護が必要な高齢者を中心にし、障害者も子どもも大人も多くの人が集まれる場を作り、一人ひとりとその人たちの繋がりを大切にしたりと地域に根ざした介護支援事業等を創造し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千七百七十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県長 上田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

平成19年度埼玉県・加須市合同総合防災訓練会場(第28回)八都県市合同防災訓練埼玉県会場) 設営、撤去及び運営業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成19年9月5日(水)まで

(4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。

(4) 国又は国内の地方公共団体が実施した総合防災訓練会場の設営、撤去及び運

営を受託し、完了した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理

防災部消防防災課応急対策・訓練担当 電話048-830-3171(直通)

(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間

ア 交付方法

上記(1)の交付場所において交付する。

イ 交付期間

平成19年7月24日(火)から平成19年7月26日(木)まで

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県加須市大字下三俣590番地(パストラルかぞ隣り)

加須市民体育館 1階多目的室

イ 日時

平成19年8月1日(水)午後2時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県庁第2庁舎3階災害情報連絡室

イ 日時

平成19年8月7日(火)午後2時

(5) 郵送による場合の入札書のあて先及び受領期限

ア あて先

埼玉県危機管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当

イ 受領期限

平成19年8月6日(月)

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県

規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に該当代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

埼玉県告示第千七百七十一号

測量計画機関の長である埼玉原加須農林振興センター所長海北晃から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

公共測量(確定測量)

二 作業期間

平成十九年六月十八日から平成二十年三月二十八日まで

三 作業地域

北埼玉郡騎西町大字上種足地内他

埼玉県告示第千七百七十二号

測量計画機関の長であるさいたま市長相川宗一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 作業種類

公共測量(配点計画図作成)

二 作業期間

平成十九年七月二日から平成十九年十二月二十八日まで

三 作業地域

さいたま市岩槻区

埼玉県告示第千七百七十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、ふじみ野市駒林土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

萩原 東平 ふじみ野市駒林五九番地
金子 清 ふじみ野市駒林一八六番地

就任した理事の氏名及び住所
 野澤 利夫 ふじみ野市駒林九一三番地
 永倉 一男 ふじみ野市駒林八五四番地

埼玉県告示第千七百七十四号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条の規定に基づき公告する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称 有限会社 住彩ハウスプラザ	氏名 （法人にあつては代表者の氏名） 清水 文武	主たる事務所の所在地 入間郡三芳町みよし台九番地二
----------------------------	--------------------------------	------------------------------

埼玉県告示第千七百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百一十号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年二月二十二日

指令杉整第一八〇二一四〇号

二 検査済証番号

平成十九年七月十八日第四十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字西堀一四八七―四、一四八九―一、一四九〇―

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲九六一

神部 勝喜

埼玉県告示第千七百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百一十号）第三十六条第三項の規定により、次の

の開発行為に関する工事（三一―工区）が完了したので、公告する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年五月十一日

指令東整第五九〇〇三五号

二 検査済証番号

平成十九年七月十八日第四十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字原川字牛追谷五九八―一〇、字沼ノ入三三四、三三五―

一、五九二、地先道路、地先水路

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都墨田区押上一―一―二

東武鉄道株式会社

取締役社長 根津 嘉澄

平成十九年七月二十四日

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁雄

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十一号
 肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成19年6月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		保証票検査	その他検査	備考
			検査項目	検査事項			
加工家きんぶん肥料	大鳳商事株式会社	ダイホウ有機2号	主成分—TN、TP、TK	有害成分—ひ素			

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るよう必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、及び混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は次のとおりである。
 TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、特

殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成19年6月分

平成十九年七月二十四日

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁 雄

特殊肥料の指定名	生産(輸入又は販売)者	届出	届出	検査の結果										備考
				TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他の検査		
たい肥	長谷川清	発酵豚糞堆肥	4.3	5.6	1.2	252	752	6.8	7	18.9				
	野川邦夫	牛糞堆肥	2.2	3.4	3.4	21	128	3.6	14	22.9				
	都市環境技研株式会社	ほくさいオカラ	1.3	0.6	0.9	36	64	4.4	10	34.1				
	伊藤満浩	牛糞堆肥	0.7	0.8	0.6	13	95	1.3	15	73.3				
	島田栄一	牛糞堆肥	1.8	0.9	2.6	18	105	1.0	15	33.1				
	加藤憲治	牛糞堆肥	0.7	0.9	1.5	37	70	1.5	21	57.3				

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

- TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
- 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。



埼玉県農林総合研究センター所長告示第十三号

の概要を次のとおり公表する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁 雄

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成十九年六月に収去した飼料等の試験結果

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日	飼料の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要											備考		
				粗たんぱく質%	粗脂肪%	粗繊維%	粗灰分%	カルシウム%	リン%	揮発性塩基性窒素%	水溶性窒素%	ペクチン消化率%	TDN%	ME kcal/kg		その他養分(%)	
サンコー株式会社大利根工場 北埼玉郡大利根町大字生田153—1	H19.6.12 同 左	長生牛フライト後期用	19.6	10.0以上	2.0以上	9.0以下	9.0以下	0.10以上	0.30以上							12.7	
株式会社簡屋 春日部市大字赤沼704番地2	H19.6.13 同 左	60%魚粉	19.6	60.0以上			8.0以下									9.1	
寿産業株式会社 深谷市櫛引43番地	H19.6.14 同 左	ハイプロゲイン	19.5	13.9	4.5	5.1	3.5	0.41	0.37							38.6	
同 上	同 上	ハイプロアスタ	19.5	16.9	7.2	6.4	3.9	0.49	0.36							10.5	
同 上	同 上	ドライミックス	19.6	16.2	6.1	7.2	7.8	1.60	0.57							11.0	

(注) 1 飼料の名称の欄中の「◎」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	備考
サンコー株式会社大和根工場 北埼玉郡大利根町大字生田153-1	同 左	飼料	長生牛ゾライト後期用	19.6	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
株式会社簡屋 春日部市大字赤沼704番地2	同 左	飼料	60%魚粉	19.6	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
寿産業株式会社 深谷市御引43番地	同 左	飼料	バイプロゲイン	19.5	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
同 上	同 上	飼料	バイプロアススト	19.5	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
同 上	同 上	飼料	ドライミックス	19.6	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	

(注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「(調)」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百

一 号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年四月二十日

第一八〇二一四〇号

二 検査済証番号

平成十九年七月十七日

第一九〇〇六五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字古里字向井

六一七一一、六一七一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字月輪一四一三一一

リヴィエールオールA二〇二一

荻野 昌美

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十

八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵樹

一 許可番号

平成十九年六月十二日

指令杉整第一九〇〇五〇〇号

二 検査済証番号

平成十九年七月十一日

杉整第五二八―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目二四九一

―二、一四九二―二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社 飯田産業

代表取締役 兼井 雅史

雑報

埼玉県市町村職員共済組合公告

埼玉県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成十八年度決算の要旨を公告する。

平成十九年七月二十四日

埼玉県市町村職員共済組合 理事長 新井 弘治

損益計算書の要旨

(単位:千円)

	経理区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金	財形
						アルペンローゼ	会館					
収 入	負担金	14,143,759	41,147,994	467,065	802,859							
	掛金	14,577,457	27,876,085		802,612							
	施設収入・商品売上					331,361	65,810					
	基礎年金交付金		6,284,086									
	利息及び配当金	3,293	13,911,725	587	3,439	3,195		8,103,907				
	その他収入	1,280,026	130,223	2,214	105,156	2,612	116,526	10,412	1,588,139	113,556	1,889,193	1,199
	他経理から繰入金			221,362		130,000						
	前年度支払準備金	2,514,276	2,273									
	前年度繰越長期給付積立金		693,384,150									
計		32,518,811	782,736,536	691,228	1,714,066	467,168	182,336	8,114,319	1,588,139	113,556	1,889,193	1,199
支 出	給付	15,424,194	39,363,310								1,886,507	
	役員給与			248,354	42,905	48,549	24,698	49,364	63,558			
	旅費・事務費			74,342	6,760	5,160	586	6,241	4,504	214		
	商品仕入					11,538	1,245					
	飲食材料費					71,104						
	委託費			162,308	36,969	93,128	44,854	40,027	17,400	3,660		
	支払利息							6,008,046	1,232,999	93,183		1,185
	連合会払込金	533,562	8,763,124						141,938			
	老人保健拠出金	4,851,878										
	退職者給付拠出金	4,844,303										
	基礎年金拠出金負担金		20,874,490									
	他経理へ繰入金	85,049	136,312		130,000							
	その他支出	3,720,518		269,896	1,866,475	235,737	110,130	10,349	117,753	17,361	2,686	14
次年度支払準備金	2,444,471	1,252										
次年度繰越長期給付積立金		713,598,048										
計		31,903,975	782,736,536	754,900	2,083,109	465,216	181,513	6,114,027	1,578,152	114,418	1,889,193	1,199
差引当期利益金又は当期損失金(△)		614,836		△ 63,672	△ 369,043	1,952	823	2,000,292	9,987	△ 862		

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	5,978,079	100,998,101	519,806	1,962,518	1,571,228	468,628	36,843,942	614,252	8,629		
	固定資産		612,601,198	39,064	15,279	2,573,902	1,130,974	333,614,034	61,606,481	4,533,307		77,777
	繰延資産											
資産合計	5,978,079	713,599,299	558,870	1,977,797	4,145,130	1,599,602	370,457,976	62,220,733	4,541,936	0	77,777	
負 債	流動負債	215,586		10,655	637,904	16,966	5,149	349,492,263	9,299	3,309		77,777
	固定負債	2,444,471	1,251	250,265	64,453	548,942	391,007	55,592	59,541,658	4,466,088		
	負債合計	2,660,057	1,251	260,920	702,357	565,908	396,156	349,547,855	59,550,957	4,469,397	0	77,777
資 本	資本剰余金			468	981	3,388,376	988,151					
	積立金		713,598,048									
	利益剰余金	3,318,022		297,482	1,274,459	190,846	215,295	20,910,121	2,669,776	72,539		
資本合計	3,318,022	713,598,048	297,950	1,275,440	3,579,222	1,203,446	20,910,121	2,669,776	72,539	0	0	
負債・資本合計	5,978,079	713,599,299	558,870	1,977,797	4,145,130	1,599,602	370,457,976	62,220,733	4,541,936	0	77,777	

正誤

埼玉県告示第千八百七号(平成十九年七月六日第千八百九十号) 中訂正
 ページ 段
 三 上 表中

誤

銘柄	償還 (年.月.日)	日	償還 (万円)	額
9/ハ	19.9.24		112.500	
9/ニ	19.9.24		14.877	
10/ホ	19.9.23		96.000	
10/ハ	19.9.23		13.806	

正

銘柄	償還 (年.月.日)	日	償還 (万円)	額
10/ホ	19.9.23		96.000	
10/ハ	19.9.23		13.806	

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)